

図7-4-5(2) 右の一部



図7-4-5(1) 伝統的工芸品一覧図



図7-4-6(2) 右の一部

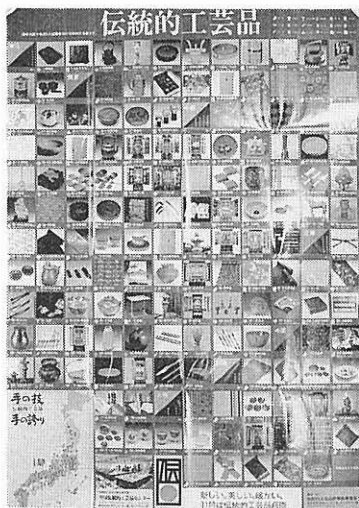


図7-4-6(1) 伝統的工芸品のポスター

伝統的工芸品としての熊野筆は、このような厳しい条件のもとで、その品質と信用を保もち、全国の消費者の手もとにとどけられているわけである。「伝統マーク」付きの熊野筆は、こうして、全国的な市場においても、高い評価と名声を博しつつあるのである。

地元業者の反応

地産法の指定を受けた地元産地の業者たちは、この指定についてどのような反応を示

しているであろうか。指定後一、二年後に実施されたものと思われる飯塚ゼミ調査の結果によれば、指定されて良かった六〇・六%、指定されても関係ない二五・五%、融資を受けやすくなった六・四%、公的機関からの干渉がある一・一%、信用度が高くなった、嬉しい、職人を減らさないようにする、消極的な方法にすぎない六・六%、となっている。

一部の業者を除き、大半の業者が、伝産法の指定を少なからず肯定的に受けとめ、期待をかけている。だが、現実的なその効果となると、業者間でもさまざまに受けとめ方がわかれている。伝産法の指定を受けて、他の産地との競争の点でどの程度有利になったかについて、先の調査によると、有利になった三九・三%、指定前と変わらない四〇・五%、不利になった一・二%、わからない一七・九%と回答している。この点からみると、業者のおよそ四割ばかりのものが有利であるとしてはいるものの、伝産法の趣旨が必ずしも充分に浸透しているとはかぎらない実情もあるようである。とくに、下請的製造業者のばあい、彼らの関心はもっぱら生産の過程の範囲内にかぎられる傾向もあってか、伝産法についての関心はいまひとつといったところのようでもある。

また、伝統的な技法や原材料を保存育成するという伝産法の趣旨とは逆に、製造方法を積極的に改良して、新製品の開発をめざそうとする人びとにとっても、同様のことがいえよう。人工毛、プラスチック軸などの原材料を開発し、機械化の促進や合理化によって、経費を節減し、近代的経営方式を導入してゆこうとする立場の業者にとっては、伝産法は直接無関係である。

だが、そのような新製品といえども、その将来にわたる販路の拡大のためには、熊野筆の長年にわたって培われてきた歴史と伝統、社会的評価をぬきにしては不可能である。この意味では、産地の社会的評価と信頼のシンボルとしての伝統的技法にもとづいてつくられる熊野筆の発展はかせない条件のひとつであるといつてよいで

あろう。

伝産法は、熊野筆にとっても、直接間接に、また精神的にも物質的にも、さまざまな側面にわたって大きな支えとなっていることは、うたがいない。だが同時に、熊野筆の当面している諸問題の解決のための唯一の切り札ではない。業者間の結束を強化し、それを中心とした行政サイドからのさまざまな物的・精神的な保護・促進策の充実が、今後ますます求められているといえよう。

伝統マーク

伝統的工芸品の認定を受けた製品には、いわゆる伝統マークの貼付が許される。このマークは、伝産協会（財）伝統的工芸品産業振興協会が、他の類似品との区別を明確にするために、伝統的工

芸品に統一された表示マークを付けることを定めたものである。伝産協会は、伝統マークをデザインした伝統証紙（デザイナー・亀庫雄策氏）を発行する。各産地の協同組合等は、伝産協会との間で締結された使用許諾契約書にもとづいて、この証紙を購入し、一定の基準のもとで、これを伝統的工芸品に貼付する。

このばあい、各産地の協同組合等は、表示事業実施規定を定めて、振興計画に添付する必要がある。この規定に定められた検査方法、検査基準に則して、産地検査委員会が合格の判定を下した製品にかぎって、この証紙は貼付できることになっている。

このような手順を経て貼付される伝統的工芸品の統一表示マーク、「伝統マーク」によって、消費者は安心してその製品を購入することができるばかりでなく、それに対する社会的理解や認識が高まり、需要も増大してゆくことが、期待

このマークを知っていますか

これは、国から「伝統的工芸品」に指定されたものに貼られるマークで「伝統マーク」といいます。工芸品を製造する職人さんたちが、国から認められた方法で検査を行い、合格した製品にだけ貼られることになっています。お店へ行ったときに、このマークがあるかどうかさがしてみましょう。

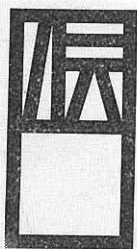


図7-4-7 伝統マーク

表7-4-1 熊野筆「伝統マーク」証票

品 種	申 請 件 数		発 行 枚 数		手 数 料
	昭和55年度	57	55	57	
太 筆	19	6,160	6,200	6,160	1本につき5円
年 生	27	16,853	9,290	16,853	〃
水 筆	9	10,211	2,670	10,211	〃
そ の 他	3	807	2,082	807	〃
合 計	58	34,031	20,242	34,031	

注 57年度申請件数は、発行枚数と同じになっているが(?)

熊野筆事業協同組合「振興計画の変更に係る承認申請」各年度

されているのである。

熊野筆に貼付される「伝統マーク」について、その実績を表7-4-1にかかげておく。毎年、二、三万枚程の「伝統マーク」が発行されているようである。年々生産されている熊野筆がおよそ四〇〇〇万本といわれている現状からすれば、「伝統マーク」付の筆は、そのわずか〇・一%にも満たないわずかの数にすぎない。逆にいえば、「伝統マーク」付の熊野筆こそは、熊野筆のもっとも優れた最高級品として、日本一の筆産地が自信をもって世に送りだした製品であるということもできよう。「伝統マーク」付の筆が、日本国中でその販路をもっと拡大してゆくことが、今後の熊野筆の社会的評価を高めてゆくことにつながるであろうことは、論をまたないところである。

伝統工芸士

筆づくりの名人、その技法のすぐれは継承者は、筆づくりの「伝統工芸士」として認定される。筆を含む伝統的工芸品産地において、現役で二〇年以上の実務経験を持った優れた伝統的な技術・技法を保持している人びとのうちから、学科・実技にわたる試験によって選考された者のみが、この「伝統工芸士」と呼ばれるのである。

この認定は、伝産協会が行う。それによって、従事者の社会的評価

を高め、仕事にたいする励みを与えること、伝統的工芸品産業における技術者全体の地位を向上させ、技術・技法の維持と継承に貢献してもらうことなどが、そのねらいとされている。伝統工芸士に認定されたものは、みずからの技術・技法を磨く一方で、後継者育成の役割も担っている。

現在認定されている伝統工芸士の多くは、古くからの徒弟制度のもとで、厳しい修業を続けながら、その技術を磨き上げた人たちである。認定を受けたことで、「作業意欲が増した」、「後進に対する指導がやりやすくなった」等の声が多いという。

伝産協会のなかに、伝統工芸士認定中央委員会があり、ここで、各産地の委員会から推せんされた者のなかから、決定されることになっている。そのさい、認定の対象者には、先述の学科・実技の試験が課せられるわけである。

昭和五十―五十五年度にわたる全国の伝統工芸士の認定総数は、一七二五名。そのうち毛筆関係者は、熊野一六名、豊橋九名、奈良六名、合計三一名である。

熊野筆関係の伝統工芸士一六名は次のひとりと。○赤翼 萬寿彦、○上馬場 正生、○実森 盛登、○徳田 信雄、○福田内 茂、今城 善秋、植松 静利、○小島田 松雄、○蓮池 寿三、○藤本 勝三、石井 光二、上馬場 敏行、梶矢 哲美、川本 俊明、番匠谷 定、女夫池 芳男。伝統工芸士会々長は実森盛登氏、○印は、伝統的工芸品産業功労者褒賞受彰者。以上、昭和五十五年度現在

通産省編『伝統的工芸品産業―その現状と施策』(財)通産産業調査会、一九八一年

なお、伝統的工芸品産業功労者とは、伝統技術の維持向上、後継者の育成など伝統的工芸品産業の振興に貢献のあった者のことである。

毛筆関係の伝統工芸士の数からも分かるとおり、熊野筆の生産の技法と品質は、全国に誇るべき伝統と評価を

持っていることは、明らかである。彼らの磨き上げられた指先から生みだされる毛筆の逸品は、他産地の高級品といわれているものに、まさるとも劣ることのないすぐれた製品として、全国の書家等から需要されている。

三 熊野筆の組織・団体

1 毛筆業の基盤としての熊野商工会

熊野商工会の結成

毛筆製造販売という事業は、大資本を必要とするわけでもない。また、その生産形態は、一個人でも可能であるものである。同時に、販売を中心に見た場合にも、個人間屋制としての営業形態をもつものである。それらの点は、現在においても、何ら変化していない業界の状況である。

熊野において、明治中期ごろから毛筆生産が盛んになり、全国からの需要が増加するにつれて、個人を中心とする営業形態には、時として不都合が生じることもあった。一つは業者間の不統一による過当競争であり、一つはその結果としての製品の品質低下という問題であった。そのうえ、これらの需要家からの苦情の処理も充分でなかったため、町役場へ苦情処理が持ちこまれるという事態もかなりあったという。『筆の都熊野』（昭和二十三年九月、熊野中学校）によれば、「業者の不統一は種々の欠陥を生み出した現状であった為、町当局に於ては勸業係を設け、毛筆の製造、販売の指導斡旋をして来た」と述べている。このように、町当局の熊野筆生産事業に対する助力は、相当地大きかったと見られるが、勸業係を設けたのが何時からであったか等のことは、現在においては明らかにしない。

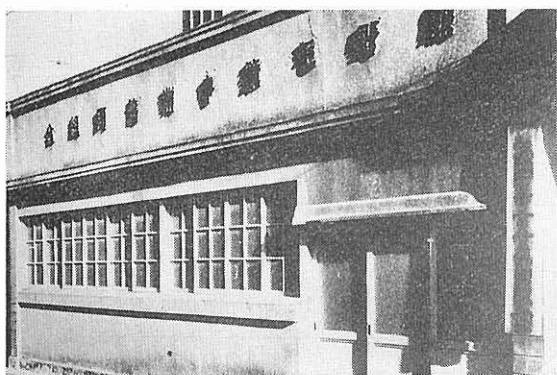


図7-4-8 熊野町商工会（建物写真 昭61年までのもの）



図7-4-9 熊野町商工会（建物写真 昭62年のもの）

毛筆業者においても、業者間の過当な競争による業者の不統一が、多大の問題を生むという自覚も高まり、独自に組合を結成すべきではないかという意見も生じはじめたのが、大正年間に入ってからのことであった。それ以前、優秀な毛筆製品を出荷させようとの試みは、明治四十五年（一九二〇）ごろにも存した。たとえば、同年、広島県安芸郡斯民会長から「熊野村七筆会」に対し表彰文が与えられている。その一節に「意ヲ産業ノ発達ニ留メテ製筆事業ノ改良ニ貢献スル等、善行頗ル嘉スベシ」とある。七筆会のメンバーは、尺田徳太郎、和田虎吉、神島林右衛門、工田旧七、城本穰一、藤田徳行、藤林房吉の七人で、その名のとおり、毛筆業者の人々であった。ついで、大正三年

（一九一四）十二月二十二日には、伊藤明三を会長として、四名の者が「毛筆奨励会」を発足させた。さらに、大正五年（一九一六）一月一日には、神島林右衛門を会長として、三〇名の者が「商工会」を発足する。また、同じ日に、横山万次郎を会長として、六〇

第七章 熊野の筆

表7—4—2 熊野町商工会員職業別分類表

(昭和三十二・十現在)

区分	地区	特別会員	普通会員	毛筆、 筆、刷毛、 原毛、業、 軸及加工	文具、 筆、日、 電、器、 織、維、 自、転、 酒、割、 美、容、 旅、館、 精、米、 時、計、 運、送、 建、築
	呉地	4	4	5	3
	出来	25	4	13	1
	中溝	83	29	42	2
	萩原	18	3	12	1
	城之堀	14	6	13	1
	初神	4		3	1
	新宮	5	1		1
	計	153	47	88	2

名の者が「工親会」を発足している。これらの会は、優秀製品の生産に当たることを目的とするという実践的な団体であった。

以上のような諸団体の模索と苦悩の結果が毛筆業者以外の諸業者をも含めて、組合を結成すべきだという結論を生むことになった。そして、大正十五年（一九二六）十二月四日に、熊野商工会が発足したのである。発足時の会長は、尺田徳太郎であった。

熊野商工会は、その名の示すとおり、熊野町における商業者、工業者のすべてを包み込む、文字どおり熊野町の経済の中核をなすものである。しかし、その中核が、毛筆業にかかわる業者にあることはいうまでもない。

商工会員数の変動

昭和三十二年（一九五七）
十月現在の商工会の構成

員を示すと、表7—4—2のとおりである。ちなみに、この当時の商工会の会費は、特別会員五〇〇円、普通会員二〇〇円であったという。この表に見られるように、熊野商工会と熊野毛筆事業協同組合が併存していた当時

表7-4-3 熊野町商工会員地区別統計表

(昭六二・三・三一現在)

業 者 数	地 区
29	呉地
76	出来
141	中溝
49	萩原
42	城之堀
25	初神・平谷・川 新宮・角・団地
66	計
428	

表7-4-4 熊野町商工会員職業別分類表

(昭六二・三・三一現在)

業 者 数	一 般 卸 業	毛 筆 製 造 業	サ ー ビ ス 業	建 設 業	そ の 他
159	121	49	38	48	13

わかる。さらに、各区ごとの商工活動の状況がうかがえるのである。

ところで、昭和六十二年三月末日現在の熊野商工会の会員は、どのように分布しているであろうか。それは、次の表7

4-3のようである。なお、この時点では、会員制度はすべて普通会員制をとっている。さらに、地区別の数は不明であるが、これを業種別の会員数の表にして見ると、表7-4-4のようである。また、法人業者は一〇四であり、個人業者は三二四である。

以上の、昭和三十二年と昭和六十二年との二表を比べて見ると、業者数は約二倍に増えているが、毛筆製造にかかわる業者数にはほとんど増減が見られない。熊野町の商工業者は、毛筆業以外の面で多様になったといえる。次に、これらの表を比較してみると、平谷、川角、団地地域が、新興の商工業地域として発展してきている状況も、指摘できるようである。

熊野町の経済の中心地が、比較的西部地域に移動しつつある状況もうかがえるのである。

熊野商工会の事業とその発展

大正十五年（一九二六）に設立された熊野商工会は、結成時において、次の四項目をその事業目的とした。

- 1 製筆技術の向上
- 2 原毛の共同購入
- 3 製品価格の協定
- 4 製品販路の拡大と宣伝

これらの目的が、既存の七筆会等の人々の目的と一致したため、それらの人々をも、新しく設立されたこの熊野商工会に包含させることになった。

結成直後の昭和初年からは商工業の振興対策を策定し、これを軌道にのせることに全力をあげていた。ところが、商工会の事業そのものよりも前に解決すべき問題として、筆司に多くの患者の出た脱疽病の対策があった。この病は、多くは火傷、凍傷などによって局所が死に陥るといふものである。しかし、熊野町におけるそれは、病原菌に感染して血流障害を起こすことが考えられた。西光寺住職であり医院をも経営していた猪野了俊は、その原因の追及と治療とに全力を尽した。その結果、獣毛によって脱疽の病原菌が導入されることが判明し、商工会は町当局に協力して、昭和三年（一九二八）七月獣毛消毒場の建設を始め、それを完成した。これらの事績によって、筆司たちは脱疽病から解放されたのである。

商工会は、発足後三年を経ても、必ずしも住民にその機能が理解されているとはいえなかった。そこで、昭和四年（一九二九）三月には、熊野商工会案を発行し、啓蒙に当たるといふこともしている。

商工会設立の中心のな力となったのは、既に述べたように毛造りにかかわる業者たちであった。商工会活動の

第四節 熊野筆の特色とこれから

一 熊野筆隆盛の背景

筆づくりの特質と地域的特化

筆づくりは、これまでのところで明らかにされてきたように、戦後の高度経済成長期のころまでは、全国各地で行われていた。その後、熊野町をはじめ豊橋市や奈良市等にその中心が移り、その他の産地にはごくわずかの例外を除けばほとんど筆づくりはみられなくなっている。とくに、東京や大阪などの生産者は、高度経済成長の時期に、筆づくり以外に転業してしまったもののように思われる。

現在では、筆づくりは、あたかも高度経済成長型の経済発展の波があまりおしよせることのなかった辺地で、地域的に特化して継続されているといった感が強い。そのような傾向のなかで、なぜ熊野町における筆づくりが今日のような全国的地位を占めるようになったのか、その要因についてまとめておきたい。

もともと筆づくりそのものは、零細経営、手工業、熟練労働等の特徴とした伝統的産業である。経営の零細性ということは、必要な資本（もとで）の最小限がきわめて小さく、だれでも農業その他の副業として営むことができるということである。手作業が主体で機械化が困難であるということは、自宅の片すみで、暇をみてはこつこつとする内職としてもやりやすいということである。このような特性をもつ筆づくりは、生産が分散して行われ

ることを特徴としているのであるから、問屋制支配の家内工業として全国のあちこちに分布することができた。

ところが、筆づくりには、他の単純な手作業とはちがって、高度に熟練された「名人芸」的な技術が必要とされる分野が少なくない。原料の筆毛自体が各種多様であり、その質そのものがけつして一様ではない。これを選別することだけでも、相当の経験と熟練が必要とされる。だから、製筆技術の修得は一朝一夕になされるわけのものではなく、最低三〇五年、名人級となるには一〇年以上も、厳しい修業が重ねられる。したがって、筆づくりは、この面では、簡単に他から転業してきたり、まったく別の地で新たに発生するということはなかなか困難である。その一方で、一度その技法を修得してしまえば、いつでもどこでも比較的簡単に筆づくりは可能となるのである。大きな戦争で人手がとられるとか、高度経済成長期のように、大規模に労働力の移動や産業構造の地すべり的な変動にともなう就労構造の変化等がなければ、全国いたるところに筆づくりは業として成り立つ条件もそなわっていたとみてよいであらう。

熊野筆隆盛の社会経済的背景

では、なぜ熊野町という、原料となる獣毛その他の生産とも無縁であり、近くに筆の大きな消費市場ももたない、この業界のいわば辺境の地に、今日のような全国的な筆づくりの産地が形成されていったのであろうか。零細な純農村風の寒村で、農業以外には他に適当な職業がなかったというだけでは、その理由として説得的ではない。昔からこのような地方は、全国の至るところにみいだされるからである。

わが国における筆づくりの歴史的推移や構造的特徴などを総合的に比較検討してみると、筆づくりの産地としての熊野町の地域的、伝統的特殊性として、以下の諸点が指摘できるように思われる。

第一に、熊野町の地域的特殊性。熊野町は、呉市や矢野・広島方面の隣接する近隣市町村からは、長い峠道に

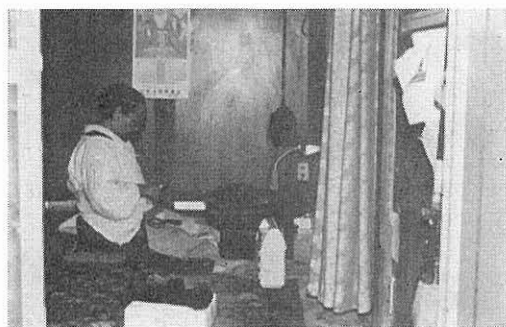


図7-4-1 家で筆造りの様子
『わたしたちの熊野町』より

よって隔絶された。交通の便の比較的不自由な地域であった。狭い盆地での零細規模の農業以外にこれといった産業はみられず、何らかの形で副業的収入にたよらなければ、生活は苦しかった。だが、それを求めて他の地域への出稼（求職、転出）はなかなか容易ではなかった。

第二に、主婦を中心とした女性労働による副業的経営。筆づくりは、すでに述べたように、農閑期の副業的経営としてはすぐれた長所をもっている。とくに、熊野町のばあいは、その歴史的・構造的特質として古くから大量の女性労働が動員されている。これは、他の産地にはあまりみられない、熊野の特殊性のひとつといえてよい。

第三に、地域的分業体制の形成。熊野町は、他の地域から隔絶された状態におかれていたということのために、他の産業の参入もなく、筆問屋（製造問屋）を中核とした製筆関連の業者や職人の地域的密集が強められていった。筆づくりの地域における生産体制が有機的かつ構造的に広く根付いて、地域的な分業の体系がしっかりと形成されている。そのために、高級品から普及品にまでいたるあらゆる種類の筆が、地域として、迅速かつ大量に受注かつ生産することができるようになった。

第四に、関係者のたゆまぬ努力と伝統。熊野町に筆づくりの技法を導入し、それを発展させる上で、地域の人びとの不断の努力が積み重ねられて、それが伝統としての力を発揮している。家庭内での作業のために、親から子へと、筆づくりの技法が自生的に受け継がれる素地があったため、後継者も絶えることなく育っていった。また、行政当局も、地

域の産業としての製筆業の発展のために、さまざまな指導援助を続けた。

第五に、戦後の学校習字の普及の波と、高度経済成長時の好景気による筆関連の需要の増加。筆の需要の全国的増大傾向の時期に、大量の女性労働を動員する形でこれにうまく対応しえた熊野筆は、全国的に筆関連のシエアを拡大することができた。学童用筆の全国的販売の大部分は、熊野町で生産されるようになる。熊野筆の全国的シエアの拡大の傾向が統計的にもはっきり確認できるようになるのは、このころから以降のことである。

以上のような熊野の筆づくりをめぐる社会経済的背景に対して、他の筆産地は若干様子がちがっていた。まず、他の産地では、筆づくりの労働力の主体が伝統的に男性労働であり、それらの多くがこの時期に高度成長型の他の産業にうばわれて流出したり、後継者難の状態に陥っていったように思われる。また、相対的に高級品志向の生産体制をとっていた地域では、この種の需要の伸びが比較的限られていたために、全体的な筆需要の増加傾向に充分乗りきれなかったのではないか。さらに、他の産地では、業者の結束がいささか弱く、ばらばらの状態であり、熊野町におけるような地域的分業の体制や業界の組織化が、若干欠ける傾向にあったといえよう。

女性労働への依存

筆づくりに女性労働が大量に動員されていたということが、この時期の熊野筆の全国的シエアの拡大に大きくあずかっていたことは、特筆に値する。高度成長期においても、主婦を中心とした女性労働は、家事・育児等のために、地域外へ流出移動することはさほど容易ではない。内職の形で家計補助的労働に従事することが比較的簡単にできる筆づくりは、女性労働の活躍の場として好都合な側面を多く持っている。その上に、独立した家計保持者のばあいとはちがって、内職のばあいはいわゆる「小遣い稼ぎ」程度の収入であっても充分継続する可能性を持つ。つまり、主婦を主体とした女性労働は、市況や景気の変動にともなう収入の変化などに対しても、比較的安定した定着性を持っているということである。ほかに、適当

な内職先もみられないという熊野町の地域的閉塞性は、筆づくりにとっては大いに幸いしているといってもよいであろう。

地域内分業の体制がしっかりと形成されているということ、多量の女性労働による安価な筆の大量生産を可能とする社会経済的条件が備わっていることは、熊野町を除けば、他の産地にはほとんどみることができない。このことが、全国一の筆づくりを熊野町で可能にしているもっとも重要な要因となっていることができるであろう。

なお、参考までに、熊野筆事業協同組合自身が考えている熊野筆づくりが隆盛となってきた理由を紹介しよう。「なぜ熊野筆が現在まで続いているのか!!」という組合の文章には、以下の八点がかけられている。

- 一 その当時は交通の便が悪く他の町に働きに出かけることがむづかしい状況であった。
- 二 家内工業であるため、自宅に帰って仕事ができるので家を離れなくても良い。
- 三 幼少より親の筆作りの作業をよく見ているので修得が早い（三年～五年）。
- 四 良い指導者が沢山いる。
- 五 熟練を必要とするところから、他町村に真似が出来ない。
- 六 多数の業者が密集していて、多種類と多量の注文に応じられる。
- 七 他産地に製作者が少なくなったこと。
- 八 国、県、町の助成を得て後継者の育成をしている。

筆者とはやや視点が違っているが、これらの諸要因が相互に作用し合い、全体として熊野筆の今日を形づけてきたということにはまちがいないであろう。

二 伝統的工芸品としての熊野筆

1 伝産法（伝統的工芸品産業の振興に関する法律）

伝産法

昭和五十年五月に、熊野筆は、通商産業大臣によつて伝統的工芸品産業の指定を受けている。この法の根拠となつたのが、伝産法（伝統的工芸品産業の振興に関する法律）である。この伝産法は、昭和四十九年五月二十五日法律第五十七号として制定された。この伝産法の目的とするところは、一定の地域で主として伝統的な技術または技法等を用いて製造される伝統的工芸品の産業を振興することである。それによつて、国民の生活に豊かさと潤いを与え、地域経済の発展に寄与し、国民経済の発展に資することと、されている。

この法律の内容は、主要には、(一) 伝統的工芸品の指定をすること、(二) 伝統的工芸品産業に関する振興計画を認定すること、にある。

伝統的工芸品としての指定の要件は、

- (一) 主として日常生産の用に供されるものであること。
- (二) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (三) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (四) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (五) 一定の地域において少なくとも数人の者がその製造を行ない、又はその製造に従事しているものであること。

伝統的工芸品と伝統工芸品について

1 伝統工芸品（昔から伝わって来ているもの）

(イ) 手工芸品、(ロ) 美術工芸品、(ハ) 民芸品

此の三種類を総括したものを言います。

江戸時代以前から続いていれば伝統工芸といっても間違いとはいえません。

2 伝統的工芸品（通産大臣が指定したもの）

伝統的とは熟練した技を必要とし100年以上の歴史を有することを意味し伝統工芸品と区別する用語として用いたものであります。

的とは的確、又かなう、の意味もあり伝統工芸の本物であるということです。

通産大臣が伝統的工芸品として指定する条件は、

1 主として日常の用に供されるもの

2 その製造過程の主要部分が手工業的であること

3 伝統的（100年以上）な技術、技法により製造されるものであること

4 伝統的（100年以上）に使用されて来た原材料が主たる原料として使用され製造されているものであること。

5 一定の地域において少くない数（30名以上）の者がその製造を行い又はその製造に従事しているものであること

この要件を備えたものに通商産業大臣が指定するもので、この全てに熊野筆は要件を満たしています。

伝統工芸品と伝統的工芸品との違いは、伝産法に基き通商産業大臣が指定しているものが伝統的工芸品であります。

（熊野筆事業協同組合）

（第二条一項）

熊野筆は、百数十年にわたる伝統を持つ工芸品として、これらの条件をみごとクリヤーして、製筆業界では、最初に認定された。豊橋筆、奈良筆がこれに続いて、伝統的工芸品としての認定をうけた。伝統的工芸品は、したがって単なる伝統工芸品とはちがって、法的な正規の手続によって認定された工芸品なのである。

伝統的工芸品産業の認定

伝統的工芸品として認定さ

れた産業は、その産業の振興計画を作成し、提出する。その振興計画の要件には、つぎのようなものが含まれている。

(一) 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項

(二) 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項

第七章 熊野の筆

- (三) 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
- (四) 需要の開拓に関する事項
- (五) 作業場その他作業環境の改善に関する事項
- (六) 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事項
- (七) 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
- (八) 老令者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項
- (九) その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

(第四条)

このような条件をそなえた振興計画が認定されると、さまざまな助成措置等が講じられる。たとえば、必要な経費の一部の補助(予算)、必要な資金の確保またはその融資のあつせん(金融)、税制上必要な措置(税制)、伝統的工芸品としての表示の許可(伝統マーク)、指導および助言等。

予算面では、後継者育成事業費補助、需要開拓等事業費補助、技術保存研修事業費補助等が与えられる。金融面では、国民金融公庫、中小企業金融公庫に伝統的工芸品産業振興貸付制度を設け、振興計画への参加者の用に供する。税制上は、特別措置が認められる。すなわち、伝統的工業品振興準備金制度によって、一定の費用および積



図7-4-2 熊野筆
伝統
マーク

立金が税制上損金扱いとされたり、共同施設の特別償却制度や事業所税の非課税措置が可能となる。

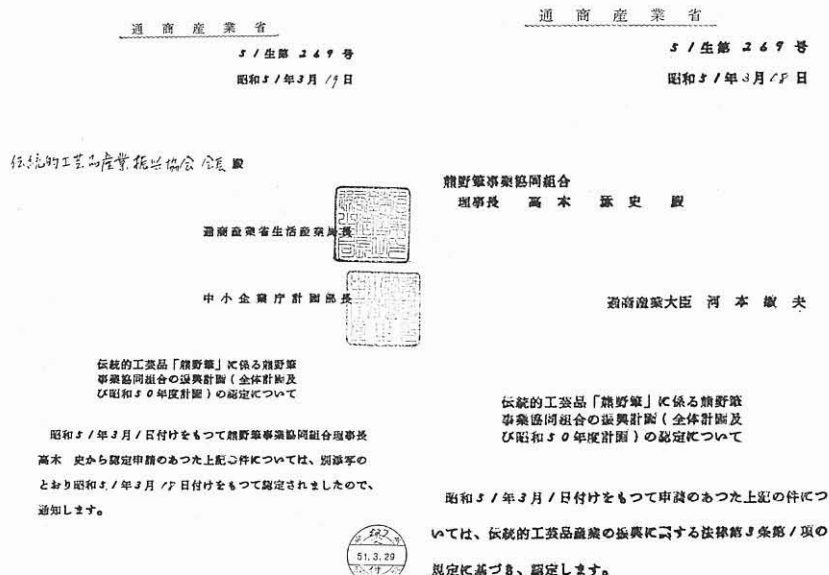


図 7-4-3 熊野筆事業協同組合理事長宛通産大臣の伝統的工芸品産業の認定書と関連文書

伝統的工芸品産業の指定をうけると、このように、さまざまな助成措置が受けられるようになる。現在、それらの措置が必ずしも地域におけるこの産業の実情に充分に應えるものではないとしても、少なからず、その振興の助成にはずみを与えているとはいえない。また、これらの措置等による直接的な助成以外に、公けの伝統的工芸品としての認定によって、それぞれの産業の伝統を鼓舞し、国民的な関心と信頼を高める効果は、大なるものがある。わが国の伝統と文化をまもり発展させる意味からも、この制度のなおいっそうの充実と発展が望まれるところである。

2 伝統的工芸品としての熊野筆

「熊野筆」の認定

熊野筆は、中国地方では、因州和紙（鳥取県）に



図7-4-4 東京港区青山三丁目にある全国伝統的工芸品センター
(熊野筆もここに展示されている)

島県)も追加されている。

熊野筆は、この産地指定を受けることによって、一般的な量産地としてのみならず伝統工芸士による名筆の産地としても、全国的な注目を集めるようになった。従来は、一部の高級品を別とすれば、ともすれば無銘筆の産地として全国消費地問屋の下請的地位にとどめられて、世間に熊野筆の存在をアピールすることにもあまり迫力がなかった。これによって面目躍如たる、熊野筆の全国的評価を得ることができるようになったわけである。

伝産法の指定を受ける条件として、熊野筆のばあい、技術面では、火のしを使用し、毛もみに靱がらの灰を用いる、寸切りに寸木、はさみを使用、混毛は「練りまぜ」により、糸締めに麻糸を使用する等がある。また、原料面では、穂首に、ヤギ、ウマ、シカ、タヌキ、イタチ、ネコの毛、またはこれと同等以上の質を有する獣毛を用い、軸には竹または木を使用しなければならない。これらの条件を満たし、しかも熊野筆事業協同組合の検査機関の検査をパスしなければ、「伝統マーク」(証票)を貼付して、販売することはできないことになっている。

次いで第二番目に、昭和五十年五月十三日、第二回指定部会において、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」による産地の指定を受けている。その後、中国地方では、弓浜紺(鳥取県)、出雲石灯ろう(鳥根県、鳥取県)、勝山竹細工(岡山県)、備前焼(岡山県)、広島仏壇、宮島細工(広島県)などが指定をうけた。最近では、雲州そろばん(鳥根県)、福山琴(広